

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

平成 22 年 12 月 10 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

金融商品取引所では、平成 21 年 12 月以降、新株予約権に係る上場基準を改正し、新株予約権 1 個の目的である株式が 1 株であることの基準を撤廃したことから、新株予約権 1 個の目的である株式が 1 株未満である新株予約権についても上場することが可能となった。この改正により、新株予約権行使により新株予約権者に交付する株式の数に 1 株未満の端数が生じる場合には、発行者から新株予約権者に対し、端数に相当する金銭（以下「端数金銭」という。）が支払われることとなった。現行の株式等振替制度の取扱対象においては、新株予約権者が端数金銭を受領する場合の方法は、ゆうちょ銀行の通常現金払いの方法に限られるが、制度参加者における事務処理及び新株予約権者の利便性向上の観点から、当該方法に加えて、銀行預金口座又は登録配当金受領口座への振込みの方法でも端数金銭が受領可能となるよう「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

加入者から振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎの請求があった場合に、機構加入者が機構に通知する事項及び機構が発行者に通知する事項に振込先の金融機関預金口座に関する事項を追加する（規則第 344 条）。

3. 施行日

平成 22 年 12 月 20 日から施行する。

以 上